

## 理 由 書

木曾川右岸流域下水道事業（以下「本計画」という。）は、木曾川及び長良川流域4市6町の汚水を、各務原市前渡地区の各務原浄化センターで広域的に処理することにより、流域住民の生活環境の改善及び流域内の水質保全に寄与している。

本計画は、昭和49年8月5日付け岐阜県告示649の5号をもって都市計画決定し、幹線管渠ルート等の変更、各務原浄化センター敷地面積の変更等の都市計画決定の変更を経てきたが、今回次の理由によりこれを変更するものとする。

緩衝帯としている各務原浄化センターの区域の一部について、各務原市が公園整備を予定しており、緩衝機能は引き続き確保されることから、区域の縮小を行う。